

## ロゴマーク「C o o l KUSHIRO」の使用に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、釧路市（以下「市」という。）が著作権を有するロゴマーク「C o o l KUSHIRO」（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関する取扱いについて、必要な事項を定める。

### (使用目的)

第2条 このロゴマークは、釧路市民の市に対する愛着や誇りをより一層高めるとともに、市のイメージを広く市の内外に発信するために使用する。

### (使用できる者)

第3条 ロゴマークは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、営利、非営利を問わず使用することができる。

- (1) 市の品位を傷つける、又はそのおそれがある場合
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用するとき、又はそのおそれがある場合
- (3) 法令若しくは公序良俗に反する、又はそのおそれがある場合
- (4) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (5) 市が、特定の個人、事業者、団体、政党若しくは宗教団体を支援若しくは公認しているような誤解を与える、又はそのおそれがある場合
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項四、及び五並びに第5項から第10項に規定する営業又はその広告等に利用される場合
- (7) ロゴマークの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがある場合
- (8) ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）が次のいずれかに該当する場合
  - ア 役員等（使用者が個人である場合にはその者を、使用者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下、この号において「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは関与していると認められるとき。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - カ ロゴマークの使用に係る第三者との委託契約又はその他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (9) そのほか、使用目的に鑑みて不相当であると市が認める場合

### (使用の手続き)

第4条 使用者は、あらかじめロゴマーク使用承認申請書（別紙）に、使用目的等の必要事項を記入し、必要な書類を添付して市に提出し、使用を開始する前までに承認を受けなければならない。

い。

- 2 市は、前項の申請内容が第2条に定める使用目的に合致するとき、使用者へ使用承認書を送付することでロゴマークの使用を承認するものとする。
- 3 前2項の規定に関わらず、次の各号に該当する場合は、使用承認申請を行わずに使用することができる。
  - (1) 市又は市職員が業務に関し使用するとき。
  - (2) 個人的、又は家庭内など限られた範囲内において使用する場合
  - (3) 報道関係機関が報道及び広報の目的で使用する場合
  - (4) 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）が教育目的で使用する場合
  - (5) その他市が必要と認める場合
- 4 使用者は、既に申請した内容と異なる内容の使用目的等で使用する場合には第4条第1項と同様に改めて使用の手続きを行わなければならない。

（使用料）

第5条 ロゴマークの使用料は無料とする。

（使用上の遵守事項）

- 第6条 ロゴマークを使用する団体等（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 承認された内容により使用し、市の指示する条件に従うこと。
  - (2) ロゴマーク使用のガイドラインに定められたルールに従って使用することとし、ガイドラインの定めに加え、ロゴマークの複製、加工、変更、変造を行ってはならない。
  - (3) ロゴマークを使用する者は、商標法(昭和34年法律第127号)による商標登録、意匠法(昭和34年法律第125号)による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録しないこと。
  - (4) 使用者は、この承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承(転貸)しないこと。
  - (5) 使用開始に先立ち完成物件を提出すること。ただし、物件の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる。
  - (6) 使用者は、ロゴマークを使用した物品等の不備により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市は一切の責任を負わないものとする。
- 2 市は、使用者が前項の規定に従わないときは、必要な改善を求め、又はその使用を中止させることができる。

（承認の取消）

- 第7条 市は、ロゴマークの使用がこの要綱、または、承認内容に違反していると認められるときは、当該承認を取り消すことができる。
- 2 市は、承認を取り消された者に対し、ロゴマークの使用に係る物件の回収を求めることができる。
  - 3 市は、承認の取消しに伴って生じた使用者の損害について、賠償する責任を負わないものとする。

（使用の非独占性等）

第8条 この要綱による使用承認は、使用者が独占してロゴマークを使用する権利を付与するもの

ではなく、また、使用者又は使用対象物等について市が推奨するものではない。

(免責事項)

第9条 使用者がロゴマークを使用したことにより生じたいかなる損害について、市は市の故意又は重大な過失による場合を除き一切の責任を負わないものとする。

(経費等の負担)

第10条 市は、使用者のロゴマークの使用に係る経費及び役務等を負担しない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの取り扱いについて判断しがたい事案が発生した場合は、市の指示に従うものとする。

附則

この要綱は、令和7年6月13日から施行する。